平成２６年（フ）第５０４号
静岡市駿河区丸子新田412番地　ベルフォーレⅡ101号、旧住所静岡市駿河区東新田４丁目１番１―1411号
債務者　横井　英昭
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西尾　和広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７０号
山口県岩国市本郷町本谷25番地
債務者　中迫　正登
1　決定年月日時　平成26年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小澤　亮平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月10日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
山口地方裁判所岩国支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１２１号
北海道苫小牧市元町３丁目６番11号
債務者　足達　昭一
1　決定年月日時　平成26年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第５４０号
仙台市太白区東中田２丁目11番17号　フェリーチェ南仙台Ｂ棟101
債務者　佐藤　国広
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１５７号
山形市飯田西２―２―２　山形大学医学部附属病院、住民票上の住所山形市中桜田１丁目10番23号　若葉荘102号
債務者　菊地　章二
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３１７号
茨城県小美玉市小岩戸1617番地１　アムール
債務者　石毛　　隆
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第３２６号
茨城県水戸市姫子２丁目341番地の８
債務者　星野　鮎子
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第３４５号
茨城県水戸市末広町２丁目25―202号　日の出マンション
債務者　原　　秀仁
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第３５０号
茨城県那珂市静36番地
債務者　柏　ちとせ（旧姓小野）
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第３１０号
金沢市笠舞３丁目８番８号　コーポファビオ105号
債務者　池元　廣一
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第１６２号
長野市大字大豆島6017番地２　パレスティディオ長野Ａ203
債務者　田辺慎太郎
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１３２号
長野県千曲市大字戸倉1529―２　竹内アパート５号、住民票上の住所長野県上田市上田原1675番地　エルシャトーＡ棟203号
債務者　鈴木　裕子
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第３３９号
滋賀県甲賀市信楽町牧1058番地17―５号
債務者　本村　洋子
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４０６号
兵庫県姫路市勝原区大谷401番地　レオパレスリベルラⅡ109号、従前の住所兵庫県佐用郡佐用町平松276番地２
債務者　福島　多聞
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第４３５号
兵庫県姫路市書写797番地１　エストドルフ書写103、従前の住所兵庫県姫路市書写1173番地２　オークタウン書写Ｂ201
債務者　樹展装こと　永田　勝樹
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第８１３号
広島市東区牛田本町４丁目３番26、住民票上の住所広島市安佐北区亀崎３丁目19番89―504号
債務者　田邉　　勝
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
広島地方裁判所民事第４部